

告示

埼玉県告示第七百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ ギャース毛呂山店

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西三丁目十二番地三十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 毛呂山共同ビル

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井二千六百二十一番地一

（変更後） ロギャース毛呂山店

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西三丁目十二番地三十四

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 荻野好雄

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井千八百二十二

平野徹

埼玉県和光市大字新倉二千九百四十一番地一アークハイム和光

二百五号 外 計六者

（変更後） 荻野好雄

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西一―十一―三

平野徹

埼玉県和光市大字新倉三丁目一番四十一―二百五号 外 計六者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ライフコーポレーション

東京都台東区台東一―二十一―十六

（変更後） 北辰商事株式会社

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

令和四年五月十七日外

ニ 届出年月日

令和四年七月六日

二 縦覧期間

令和四年七月十九日から令和四年十一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年七月十九日から令和四年十一月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課